

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

項目	方向性	取組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体							参考指標等				
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	職能団体等	企業	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標	
がん予防・がん検診(1)がんの一次予防	たばこ対策の強化	受動喫煙の防止対策の徹底	新規 新規 新規 新規 新規	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ◎ ◎ ○								<ul style="list-style-type: none"> <li>公共の場の禁煙、分煙</li> <li>飲食店等における喫煙の可否等の表示の実施率</li> <li>飲食店における意図しない受動喫煙を有する者の割合</li> <li>職場における受動喫煙を有する者の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>98.8% (H28) N=2,787</li> <li>31.6% (H28) N=2,727</li> <li>※受動喫煙防止対策実態調査(H28)</li> <li>32.5%【速報値】N=3,202</li> <li>※平成29年度県民健康意識調査</li> <li>20.5%【速報値】N=3,202</li> <li>※平成29年度県民健康意識調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100%</li> <li>100%</li> <li>12%以下</li> <li>○ 目標値の考え方(国計画に準拠)</li> <li>現状値に、希望者が全て禁煙した場合の割合(62.4%)を乗じ、それを半減したもとのとする。</li> <li>※国計画10年間にに対して県計画6年間のため減じる割合も5分の3とする。</li> </ul>
	喫煙をやめたい人への禁煙支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、禁煙を希望する喫煙者に対する市町や医療機関での禁煙指導を推進する。</li> <li>県は保険者、事業主による禁煙指導活動を支援する。</li> <li>県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会は、禁煙支援のできる医療機関や薬局の情報などをHPに掲載し、情報提供するとともに禁煙を希望する喫煙者に対する禁煙支援に努める。</li> </ul>	継続 継続 継続	◎ ◎ ○	◎ ○ ○		◎ ○ ◎	◎ ○ ◎		<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙率の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性23.5%【速報値】N=1,468</li> <li>女性5.8%【速報値】N=1,714</li> <li>※平成29年度県民健康意識調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性18%以下</li> <li>女性5%以下</li> <li>○ 目標値の考え方(国計画に準拠)</li> <li>本県における現在の成人の喫煙率(H29調査中)から、禁煙希望者が禁煙した場合の割合の5分の3※減じたものを設定</li> <li>※国計画10年間にに対して県計画6年間のため減じる割合も5分の3とする。</li> </ul>			
	喫煙による健康被害についての普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は妊産婦の喫煙防止や未成年者の禁煙教育等を含むたばこの害に関する普及啓発を推進する。</li> <li>県及び市町は、受動喫煙の健康被害について、県民への周知に取り組む。</li> </ul>	継続 継続	◎ ◎	◎ ◎										
感染症対策の強化	肝炎ウイルスへの新たな感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町及び医療保険者と協力して、県民に対して感染予防に関する正しい知識の効果的な啓発を実施する。</li> <li>県は市町と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進する。</li> </ul>	継続 新規	◎ ◎	◎ ◎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○						
	肝炎ウイルス検査の受検促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町、医療保険者及び事業主等と協力して肝炎ウイルス検査の受検機会の提供に努める。</li> <li>県は市町と協力して肝炎ウイルス検査の必要性に関する広報を実施する。</li> </ul>	継続 継続	◎ ◎	◎ ◎	○ ○	○ ○	◎ ◎	◎ ◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>肝炎ウイルス検査の受検率</li> </ul>	39.2%	55%	
	病態に応じた適切な肝炎医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町と協力して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ体制の充実(「ひろしま肝疾患コーディネータ」の活用、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」の活用等)を図る。</li> <li>県は市町及び肝疾患診療拠点病院と協力して肝疾患相談体制の充実を図る。</li> </ul>	拡充 継続 継続	◎ ◎ ◎	○ ◎ ◎	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○						
	肝炎ウイルス以外の感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町はHTLV-1抗体検査の受診率向上のための普及啓発に取り組む。</li> </ul>	新規	◎	◎	○	○								
生活習慣の改善	良好な生活習慣の実現に向けた普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町、民間事業者及び関係団体等は、連携・協働による各年齢層に応じた健康づくりに関する普及啓発に取り組む。</li> <li>県及び市町は、情報の見える化等による普及啓発活動の強化に取り組む。</li> </ul>	継続 拡充	◎ ◎	◎ ◎			◎ ◎	◎ ◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>1日野菜摂取量の増加</li> <li>1日平均歩数の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>273g (H28)</li> <li>20歳～64歳男性8,200歩</li> <li>20歳～64歳女性8,320歩</li> <li>65歳以上男性7,254歩</li> <li>65歳以上女性6,538歩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※目標値については、健康ひろしま21推進協議会において検討し、設定。</li> </ul>	
	生活習慣の改善に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町、企業及び医療保険者等は、健康づくりへの行動変容を促す取組のための環境整備に取り組む。</li> <li>県歯科医師会は歯科健診の際に口腔がんの兆候についてチェックし、早期治療につなげることに取り組む</li> </ul>	新規 新規	◎ ○	◎ ○			◎ ◎	◎ ◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>適正体重を維持している人の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20～60歳代男性(肥満)32.2%</li> <li>40～60歳代女性(肥満)14.3%</li> <li>20歳代女性(やせ)10.9%</li> </ul>		
	健康・医療情報を活用した保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町、企業及び医療保険者等は、健康・医療情報データを活用した効果的・効率的な保健指導の実施に取り組む。</li> </ul>	拡充	◎	◎			○	◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>多量飲酒者の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人男性3.7%</li> <li>成人女性1.4%</li> </ul>		

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協

項目	方向性	取組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体							参考指標等				
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	職能団体等	企業	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標	
科学的根拠に基づくがん検診の実施 科学的根拠に基づくがん検診の実施		・市町は、科学的根拠に基づくがん検診を継続して実施する。 ・県は、国指針に示される5つのがん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)について、指針に基づかない方法や年齢層を対象にがん検診を実施している市町への必要な働きかけを行う。 ・県は、各市町のがん検診の実施体制を把握し、県HPにより県民に情報提供する。	継続 拡充 継続	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ○							・科学的根拠に基づくがん検診の実施市町	科学的根拠に基づくがん検診を全市町が実施	科学的根拠に基づくがん検診を全市町が実施	
			がん検診の質(精度管理)の向上	質の高いがん検診の実施	・市町及び検診実施機関は、がん検診の質の向上に向け、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について報告書(平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会)」に基づき、精度管理・事業評価を進め、それぞれの役割を着実に果たす。 ・県は、市町の「事業評価のためのチェックリスト」の結果やプロセス指標を把握・検証し、「広島県がん検診精度管理評価会議」において事業評価を行い、具体的な課題を明確にし、市町に対して、課題解決に向けた技術的助言や指導を行う。また、各検診実施機関についても、市町、県医師会の協力を得ながら、「事業評価のためのチェックリスト」の結果やプロセス指標を把握・検証し、「広島県がん検診精度管理評価会議」における事業評価に基づき、必要な指導等を行う。また、それらの結果をがんネット等で積極的に公表する。 ・市町及び検診実施機関は、県に対して、事業評価に必要な情報の提供などの協力を行い、その評価結果に基づき県からの技術的助言や指導を踏まえ、がん検診の実施方法の改善や質の向上に取り組む。	継続	◎	◎		◎				・精度向上に向けた事業評価項目(チェックリスト)の実施状況 ・精密検査の受診率の向上、未把握率の減少	・チェックリスト8割達成市町数(H27):胃13,肺14,大腸14,子宮13,乳15 ・精密検査の受診率(H26):胃75.8%,肺70.0%,大腸66.4%,子宮72.5%,乳82.6% ・精検未把握率(H26):胃18.9%,肺24.2%,大腸24.1%,子宮24.3%,乳15.2%
・県は、県医師会と連携して、各市町の精検受診結果把握に係る各医療機関の協力体制を確立する。 ・市町は、精検結果報告書の県標準様式の利用や各検診実施機関との連携体制の整備など、精検受診結果把握のための仕組みを整備する。また、精検受診の有無の確認は、原則として自己申告ではなく、精検結果報告書による報告をもって判断するよう努める。 ・県は、市町が精検の未受診・未把握を正しく把握できるよう、それぞれの定義と対策に関する指導を徹底し、市町の適切な精検受診率向上対策につなげる。	継続	◎				◎	○	○	○						
・県は、精検受診率向上に向け、精密検査受診の重要性を訴える効果的なパンフレット等、がん検診の正しい理解を深めるための啓発資材を作成し、市町に提供する。 ・市町及び検診実施機関は、要精密検査者に対し、精検受診の重要性の周知に努める。また、市町は精検の受診状況を把握に努め、精検未受診者に対する再勧奨を推進する。	継続	◎				◎									
・県は、国が策定する職域の検診に関するガイドラインを踏まえ、職域の任意型検診について、がん検診の質の向上に取り組む。	新規	◎								○					
がん検診の受診率向上	普及啓発の推進	・県及び市町は、認知度が8割を超える水準となった普及啓発キャンペーンについて、高い認知度を活用した実効性のある普及・啓発、正しい知識の浸透に取り組む。 ・県及び市町は、地域団体、業界団体と連携したがん検診に関心のある県民への正しい知識の普及及び受診行動に繋がる手法の検討・実施に取り組む。 ・県は、県HPにより、がん検診で必ずしもがんが見つけれられるわけではないこと(偽陰性)、がんでなくてもがん検診の結果が陽性となる(偽陽性)などがん検診の受診に伴う不利益など、がん検診に関する正しい理解を深めるための普及啓発に取り組む。また、市町及び検診機関は、受診者への説明を行うなど、がん検診に関する正しい理解を深めるための取組を推進する。	継続 拡充	◎ ◎	◎ ◎		◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	・検診受診率及び受診者数(胃がん,肺がん,大腸がん,子宮がん,乳がん)	・がん検診受診率(国民生活基礎調査)(H28):胃40.5%,肺42.1%,大腸38.8%,子宮40.2%,乳40.3%	・がん検診の受診率50%以上 ・市町検診受診者数の増加 胃がん8割増 肺がん4割増 大腸がん5割増 子宮がん3割増 乳がん3割増		
			・県は、受診率の向上に効果的な個別受診勧奨・再勧奨手法に対象を絞った市町支援を推進する。 ・県は、市町が保険者と連携して実施する職域でのがん検診の未受診者に対する個別受診勧奨の取組を支援する。 ・県医師会及び県薬剤師会は、がんよろず相談医、がんサポート薬剤師の活動実績を把握するとともに、効果的な勧奨手法の普及を図る。また、県歯科医師会は、県と連携して、歯科医師によるがん検診の受診勧奨に取り組む	拡充 拡充 拡充	◎ ◎ ○	◎ ◎ ○				○	◎	・がんよろず相談医を活用した個別受診勧奨を実施する市町数	・2市町	・全市町	
			・市町は、託児やレディース検診の実施など女性が受診しやすい検診の実施を推進する。 ・市町は、これまでの取組事例を検証し、より効果的な環境整備方策等を検討し、受診者の負担軽減につながる取組を推進する。	継続 継続	○ ◎	◎ ◎									

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体							参考指標等			
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	職能団体等	企業	患者・家族	県民	その他	項目	現状
医療提供体制の充実強化	がん診療連携拠点病院の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院は「がん診療連携協議会」において病院間の相互評価による各病院の課題の洗い出しと組織的な対策を実施する。</li> <li>・拠点病院は自院の課題への組織的な対策を実施する。</li> <li>・拠点病院は自院の指定要件を満たしていないことが疑われる事項について、改善に取り組む。</li> <li>・拠点病院は院内がん登録を活用した治療成績の評価を実施する。</li> <li>・拠点病院は見直し後の整備指針に掲げる要件を満たすよう迅速かつ適切に対応する。</li> <li>・拠点病院はがんゲノム医療が提供可能な体制の整備(遺伝医学に関する専門医の配置等)や、拠点化の指定に向けて取り組む。</li> </ul>	継続 継続 継続 継続 新規	○ ○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎							<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん種ごとの5年生存率</li> <li>・がんゲノム医療の拠点病院の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※調査中</li> <li>・各圏域に整備</li> <li>・なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状より高める</li> <li>・各圏域に整備</li> <li>・1施設</li> </ul>
	希少がん、難治性がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は広島大学病院と連携してがん登録データの活用により、希少がんの医療提供体制の現状を把握し、県民への情報提供に取り組む。</li> <li>・県、拠点病院、地区医師会等は連携して、早期発見が治療に有効な難治性がんについて、早期発見のための体制の構築を図る。</li> </ul>	新規 新規	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎						<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少がんの医療提供体制の情報提供</li> <li>・膵臓がんの早期発見患者の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制等の検討(H28)</li> <li>・※調査中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の充実</li> <li>・現状より高める</li> </ul>
	小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児がん拠点病院である広島大学病院は県内の医療機関との連携を図り、患者の集約化を進め、医療の質の向上を図るとともに医療体制の県民への情報提供を行う。</li> <li>・県は広島大学病院と連携してがん登録データの活用により、AYA世代のがん患者の年齢層に応じた医療提供体制の現状を把握し、AYA世代のがん患者に対する取組を検討する。</li> <li>・拠点病院は必要ながん患者に対して妊孕性の温存に関する治療の影響について、十分に情報提供を行う。</li> <li>・拠点病院はがん患者の妊孕性の温存に配慮するため広島がん・生殖医療ネットワークとの連携を図る。</li> <li>・県は広島がん・生殖医療ネットワークと連携して、妊孕性の温存に関する普及啓発を図る。また、患者の支援策について検討する。</li> <li>・拠点病院は国が策定予定の「高齢のがん患者の診療に関するガイドライン」に沿った治療を推進する。</li> </ul>	継続 新規 新規 新規 新規	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ◎ ○ ○ ○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児がん医療提供体制充実</li> <li>・広島がん・生殖医療ネットワークの妊孕性温存を受けた患者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携強化の推進</li> <li>・※調査中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約化の推進</li> <li>・現状より増</li> </ul>	
がん医療	手術療法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院はエビデンスレベルの高い手術療法の導入を推進する。</li> <li>・拠点病院はがん患者の状況に応じた適正な低侵襲手術の導入の推進を図る。</li> <li>・拠点病院は定型的な術式での治療が困難な希少がん、難治性がん等について、医療提供体制の実態に応じた患者の一定の集約化を図る。</li> </ul>	継続 継続 新規	○ ○ ○	◎ ◎ ◎						<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で安全な手術療法の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※調査中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術療法の充実</li> </ul>	
	放射線療法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学は放射線治療医の人材養成と適正配置を図る。</li> <li>・拠点病院と広島がん高精度放射線治療センターは医学物理士・診療放射線技師・がん放射線療法看護認定看護師等の人材育成を行い、拠点病院は院内での適正配置を図る。</li> <li>・広島がん高精度放射線治療センターを中心として、県内の放射線治療の質の向上を図る(放射線治療の均てん化及び高精度放射線治療の集約化)。</li> <li>・県を超えた広域連携等により、小児がんや骨軟部腫瘍等の粒子線治療が適用となる疾患について、適切に治療を行う。また、県内で粒子線治療施設の整備が提案された場合は、広島大学病院や広島がん高精度放射線治療センターとの連携等を含めた支援のあり方について検討する。</li> </ul>	継続 継続 新規	○ ○ ○	◎ ◎ ◎	○ ◎ ○			◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院等の「放射線治療専門医」数</li> <li>・拠点病院の「医学物理士」数</li> <li>・拠点病院等の「がん放射線療法看護認定看護師」数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計24人</li> <li>・7/16拠点病院</li> <li>・計7人(H28.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計34人</li> <li>・全拠点病院</li> <li>・計17人</li> </ul>		
	薬物療法の充実、適切な免疫療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学病院は拠点病院と連携してがん薬物療法専門医の人材養成と適正配置を図る。</li> <li>・拠点病院は薬物療法専門薬剤師、がん化学療法看護認定看護師の人材養成と院内での適正配置を図る。</li> <li>・拠点病院は科学的根拠を有するがん免疫療法を自院で提供できる体制の整備を図る。また、県民への情報提供を行う。</li> </ul>	継続 継続 新規		◎ ◎ ◎		○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院の「がん薬物療法専門医」配置</li> <li>・拠点病院の「がん薬物療法専門薬剤師」配置</li> <li>・拠点病院の「がん化学療法看護認定看護師」配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10/16拠点病院</li> <li>・13/16拠点病院</li> <li>・15/16拠点病院(H28.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全拠点病院</li> <li>・全拠点病院</li> <li>・全拠点病院</li> </ul>	
	支持療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院は薬物療法等による副作用へ対応するため、チーム医療を推進するなど、支持療法の充実を図る。</li> <li>・拠点病院等はがん患者のリンパ浮腫の症状緩和に対応する</li> </ul>	新規 新規		◎ ◎	◎ ◎					<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院への「薬剤師外来」又はその機能を有する部門の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※調査中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全拠点病院</li> </ul>	
	病理診断の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学は県、拠点病院と連携して病理医の育成と適正配置を図る(ふるさと枠の活用等)。</li> <li>・拠点病院は常勤病理専門医を確保するなど、確実な病理診断を実施するための体制を整備する。</li> </ul>	継続 継続	◎ ◎	○ ○					◎ ◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院への「病理専門医(常勤)」配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13/16拠点病院(H28.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全拠点病院</li> </ul>	
	チーム医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院はがん患者の状況に応じて、周術期を含めサポートするチーム医療を推進する。</li> <li>・県は「がん診療連携協議会」と連携してがん診療連携協議会への多職種参加等の状況を把握する。</li> </ul>	継続 継続	◎ ◎	◎ ◎						<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院のがん診療連携協議会の実施回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・614回(H28.6~7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状より高める</li> </ul>	

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/ 継続/ 拡充 など	取組の主体								参考指標等				
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	職能団体等	企業	患者・家族	県民	その他	項目	現状	達成すべき目標	
	口腔ケアの推進	・拠点病院は院内の歯科や地域の歯科診療所との医科歯科連携等による周術期等の継続した口腔ケアを推進する。	継続			◎	○	◎						・周術期口腔機能管理計画策定料を算定する医療機関数	・160施設(H28.5)	・320施設
	がんのリハビリテーションの提供	・拠点病院はリハビリテーションスタッフの充実を図るとともに、がん治療分野とリハビリテーション分野との連携の推進を図る。 ・がんリハビリテーションの提供を図るため、拠点病院を中心とした地域のリハビリスタッフとの連携、がん研修会の拡充に努める。 ・拠点病院は県民や医療関係者を対象とした講演会等を開催し、がんのリハビリテーションについての普及啓発に努める。	継続 拡充 継続			◎	◎	◎						・拠点病院のがん患者リハビリテーション実施件数	・※調査中	・現状より高める
	臨床試験の推進	・拠点病院はがん患者に対し、臨床試験(治験)への症例数の確保のための情報提供を行う。 ・県は治験ネットワーク(治験活性化事業)を活用した治験実施の活性化を図る。 ・県は臨床研究及び治験の推進に寄与できる人材の育成のための研修会を開催する。	継続 新規 新規	○		◎			◎					・臨床試験に関する実施体制の充実	・症例数の確保が困難	・実施体制の充実
がんとの共生	医療連携体制の充実	・拠点病院は地域連携パスの普及を推進する。 ・県は地域連携パスの運用状況を把握し、必要に応じてあり方の見直しを検討する。 ・圏域地对協(地区医師会、保健所及び市町等)において、がん患者を含めた地域の在宅医療の提供体制を構築する。 ・県は「がん診療連携協議会」と連携して医療連携と機能分担の実態を把握の上、「がん医療ネットワーク」を見直し、充実強化に取り組む。 ・広島県医師会ががんよろず相談医の育成により、円滑に県民を「がん医療ネットワーク」につなげる。	継続 拡充 新規 拡充 継続	◎	◎	◎	◎	○					・拠点病院の地域連携パス適応患者延数	・230件(H27)	・患者数の増加	

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)【緩和ケア分野】

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

分野	項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体							参考指標等						
					県	市町	拠点病院	一般病院	診療所	介護保険施設	職能団体等	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標		
がんとの共生	1 施設緩和ケアの充実	患者・家族の意向に即した緩和ケアの提供	・拠点病院を中心としたがん診療に携わる医療機関は、患者等とのコミュニケーションの充実等、患者とその家族が痛みやつらさを訴えやすくなるための環境を整備する。	継続			◎	○						・拠点病院における緩和ケアチームへの総依頼件数	2,368件(H28)	全ての拠点病院において依頼件数増		
			・拠点病院を中心とした緩和ケアチームを有する医療機関は、患者とその家族に適切な専門的緩和ケアを提供するために主治医や緩和ケアチームスタッフの連携体制を診断時から確保する。	継続			◎	○							・拠点病院における苦痛のスクリーニング総実施件数	要調査	全ての拠点病院においてスクリーニング実施件数増	
			・拠点病院は、全てのがん患者に対し必要な時に、苦痛のスクリーニングを実施する。	継続			◎								—	—	—	
			・がん患者を看取る医療機関は、その遺族に対してグリーフケアの提供に努める。	新規			◎	○	○						—	—	—	
		施設緩和ケアの質の向上	・拠点病院及び緩和ケア病棟又は緩和ケアチームを有する医療機関は、緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来について、国が作成する評価指標を活用することで、質の向上につなげる。 ・県は評価指標の導入を推進する。	新規	◎		◎	○	○						拠点病院及び緩和ケア病棟又は緩和ケアチームを有する医療機関における評価指標の活用	0施設	全ての拠点病院及び緩和ケア病棟又は緩和ケアチームを有する医療機関	
			・拠点病院を中心としたがん診療に携わる医療機関は、がん患者の日常生活に重大な支障をきたさないよう疼痛ケアを行う。 ・拠点病院は、緩和ケアの機能を十分発揮できるように、緩和ケアセンターが担っている質の評価、改善する機能を一層強化する。また、緩和ケアセンターのない拠点病院も院内体制を整備し、緩和ケアの質の評価・改善に努める。 ・県は県医師会の協力を得て、県内の拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態を把握し、国が作成する緩和ケアに係る評価指標による評価結果に基づき、拠点病院以外の病院の緩和ケアの質の向上につなげる。 ・県は評価指標の導入を推進する。	拡充			◎	○	○						・院内評価を行う体制を整備している拠点病院数	1/16施設(H28.9)	全拠点病院	
			・県は県医師会の協力を得て、県内の拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態を把握し、国が作成する緩和ケアに係る評価指標による評価結果に基づき、拠点病院以外の病院の緩和ケアの質の向上につなげる。 ・県は評価指標の導入を推進する。	新規	◎			○				○				拠点病院以外の病院における緩和ケアの質の向上	—	—
			・拠点病院は、院内のがん診療に携わる全ての医師に対し、緩和ケア研修会を受講させる。 ・拠点病院は、地域における自院以外の医療機関の医師の緩和ケア研修の受講状況を把握するとともに、積極的に受講勧奨を行うことにより、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組む。 ・がん診療に携わる一般病院及び診療所の医師は、緩和ケア研修会を積極的に受講する。 ・都道府県拠点病院である広島大学病院は、緩和ケア研修会を修了した医師に対してフォローアップ研修を実施する。	継続												・がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会受講率90%以上の拠点病院数	8/11施設(H29.6)	全拠点病院
	2 人材育成の充実	基本的緩和ケア(※1)に携わる人材の育成・確保	・拠点病院は、院内のがん診療に携わる全ての医師に対し、緩和ケア研修会を受講させる。	継続											・がん診療に携わる一般病院及び診療所の医師は、緩和ケア研修会を積極的に受講する。 ・都道府県拠点病院である広島大学病院は、緩和ケア研修会を修了した医師に対してフォローアップ研修を実施する。	一般病院360人 診療所350人(H29.3)	研修修了者の増	
			・拠点病院は、自院の看護師、薬剤師等のがん医療従事者に対する緩和ケア研修を実施する。 ・県看護協会及び県薬剤師会は、がん診療に携わる看護師、薬剤師に対する緩和ケア研修を実施する。 ・県看護協会は、ELNEC-Jを実施する。	拡充											①がん診療に携わる看護師、薬剤師研修修了者数 ②ELNEC-J受講者数	①看護師3,034人 薬剤師364人(H29.3) ②441人(H27)	①研修修了者の増 ②130人増	
			・市町は、拠点病院と連携して介護・福祉関係者に対するがん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を実施する。 ・圏域地对協は、市町の実施する介護・福祉関係者に対する研修の実施について支援する。	拡充	◎	◎	◎				○	◎				・介護保険施設におけるがん患者の死亡率	介護老人保健施設及び老人ホームにおけるがん患者の死亡割合 2.9%(H27)	介護老人保健施設及び老人ホームにおけるがん患者の死亡割合の増
			・市町は、拠点病院と連携して地域包括支援センターの従事者及び介護支援専門員に対するがん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を実施する。 ・圏域地对協は、市町の実施する地域包括支援センターの従事者及び介護支援専門員に対する研修の実施について支援する。	新規	◎	◎	◎					○	◎			・がん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を受講した従事者のいる地域包括支援センターの数	0施設	全ての地域包括支援センター

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)【緩和ケア分野】

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

分野	項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体										参考指標等					
					県	市町	拠点病院	一般病院	診療所	介護保険施設	職能団体等	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標				
		専門的緩和ケア(※2)に携わる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、専門的緩和ケアに携わる医師に対し、医師研修(派遣コース)を実施する。</li> <li>県は、緩和ケアに関する認定看護師の養成への支援を行う。</li> <li>拠点病院及び緩和ケア病棟を有する病院は医師の疼痛緩和の知識・技術を向上するための実習の受け入れを行う。</li> <li>がん診療に携わる医療機関は、院内研修を定期的に実施し医療用麻薬等の適正使用を推進する。</li> </ul>	継続	◎		◎	◎	○								県内の認定看護師数(緩和ケア認定看護師及びがん性疼痛看護認定看護師)	81人(H29.7 緩和ケア認定看護師67人、がん性疼痛看護認定看護師14人)	10人増	
	3 緩和ケアに対する正しい理解の促進	県民や医療従事者の理解を深める取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び拠点病院は、県民や医療従事者に向けた講演会を引き続き実施する。</li> <li>県は「広島がんネット」等を活用し、緩和ケアに関する情報を分かりやすく発信する。</li> </ul>	継続	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○			①講演会への参加者数 ②緩和ケアに対する正しい理解度	①6,043人(H29.4) ②要調査	①3,600人増 ②正しい理解を持った県民の増	
(3) 社会全体で取り組むがん対策・がん患者支援	2 在宅緩和ケアの充実	地域における在宅緩和ケア提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が中心となって、在宅緩和ケアを実践する医療機関による拠点づくりを推進する。</li> <li>県、市町、地区医師会及び拠点病院は、在宅医等の医療資源が乏しい地域において在宅緩和ケアが提供できる仕組みについて検討する。</li> </ul>	新規	◎	◎	◎	○	○	○	◎						在宅緩和ケアネットワークの構築	—	—	
		在宅緩和ケアの提供に係る連携の推進及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、各地域において在宅緩和ケアを円滑に提供できる連携体制の整備を進めるために、拠点病院等治療病院と在宅医療・介護に携わる施設をつないでいくために必要な役割を備えた人材(モデル事業における在宅緩和ケアコーディネーター)を、各地域の実情を踏まえながら配置するための取組を支援する。</li> <li>拠点病院は、地域緩和ケア連携調整員を配置し、地域の在宅緩和ケアの提供体制を構築する。</li> <li>市町は、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの在宅緩和ケアに係る相談を受けられる体制を整備する。</li> <li>市町は、地域包括支援センターに、がん医療や緩和ケアの知識を有する人材を配置するなど、がん患者に対応できる体制を整備する。</li> </ul>	新規	◎	◎	◎										・拠点病院における地域緩和ケア連携調整員の配置数 ・がん患者に対応できる地域包括支援センターの数	0人 0施設	全拠点病院 全地域包括支援センター	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院は、圏域地对協を活用して地域における緩和ケアの状況を把握し、緩和ケア提供体制について検討する場を設置するなど、地域の他の医療機関等との連携を図る。</li> </ul>	新規	○	○	◎	○	○	○	○							・拠点病院における緩和ケア提供体制について検討する場の設置数	0施設	全拠点病院
			<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院は、圏域内における在宅緩和ケアに関する医療・介護等多職種を対象にした研修会、事例検討会を開催する。</li> </ul>	拡充			◎	○	○	○								・多職種連携に関する事例検討会等を定期的に開催している拠点病院の数	要調査	全拠点病院
			<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び拠点病院は、県医師会、地区医師会と連携して在宅医と拠点病院の専門医間の連携や在宅医への緊急時のサポート体制など、在宅医の負担を軽減し、知識・技術を補うことができる体制の整備について検討する。</li> <li>拠点病院及び緩和ケア病棟を有する病院は、見学やカンファレンスを開催するなど在宅医等との連携を強化し地域に開かれた体制を整備するとともに、在宅緩和ケアの地域間、医療機関間の格差是正及び質の向上を図る。</li> </ul>	新規	◎		◎	○	○			○						・在宅緩和ケア充実診療所加算届出診療所	8施設(広島市5、福山市3)	全ての二次保健医療圏域に1か所以上
			<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び拠点病院は、がん患者や在宅医、地域のリハビリテーションスタッフ、介護支援専門員に対し、緩和的リハビリテーションの必要性について普及啓発を行う。</li> <li>在宅医は、在宅におけるがん患者のADL(日常生活動作)の低下を低減するため、緩和的リハビリテーションの提供に努める。</li> </ul>	新規	◎		◎		◎									—	—	—

第3次広島県がん対策推進計画における分野別対策(案)

取組の主体 ◎：推進主体 ○：支援・協力

項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体								参考指標等				
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	患者団体等	職能団体等	企業	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標	
(2)相談支援・情報提供 1 がんに関する情報提供・普及啓発	ニーズに沿ったきめ細やかな情報提供の推進	・県は、拠点病院やがん患者団体等と連携して、まだ表出化していない、又は新たに情報提供が必要となるニーズの洗い出しに取り組む。	継続	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	・ニーズ調査の実施	—	・ニーズの把握ができています	
		・県は、正しい情報のみを提供するツールとして広島がんネットを運用し、その啓発に取り組む。	継続	◎	○	○	○	○						・広島がんネットのアクセス数	・H28:88,540件	・前年より増
		・県は、拠点病院やがん患者団体等と連携して、インターネットを活用できない者に対する情報提供として、紙媒体での情報提供の推進に取り組む。 ・正しい情報の紙媒体による情報提供においては、「地域の療養情報」等の冊子を市町や図書館等といった県民が気軽に入手できる場所に配置することに取り組む。 ・高齢者に対する情報提供手法として、介護従事者への「地域の療養情報」の提供等に取り組む。 ・「地域の療養情報」については、インターネット活用者も手に取る可能性があるため、広島がんネットへの誘導手段も盛り込んでおく。	拡充	◎		○	○								・「地域の療養情報」を配置する市町、図書館数	・全市町
がん診療連携拠点病院の情報提供機能の強化	・拠点病院は、院内がん登録の情報等を活用し、診療機能や診療実績を含む拠点病院の情報の広報手法等について、拠点病院連携協議会 院内がん登録部会において検討する。 ・拠点病院は、拠点病院連携協議会 院内がん登録部会において、拠点病院間での公表項目の共通化等に取り組む。	拡充			◎								・共通の診療実績を公表する拠点病院数	—	・全ての拠点病院	
がん患者団体等からの情報提供の推進	・がん患者団体等は、その知識・経験を活かし、がん患者とその家族等の立場からの情報提供を進めるとともに、公開講座等を実施するなど、情報提供の充実に向けた取組を推進する。 ・県は、がん患者団体等が実施する公開講座等の後援や民間企業等による支援機会の提供に取り組む。	継続	○				◎		○				・「Teamがん対策ひろしま」として登録する民間企業等の数	・51社	・100社	
「広島がんネット」の充実		・県は、拠点病院やがん患者団体等と連携して、「がんに罹患していない者」、「がんに罹患したばかりの者」、「がんを治療している者」、「がんの治療を終えた者」及び「がん患者の家族」がそれぞれ必要としている情報を整理し、広島がんネット等を活用することで、それぞれが情報にたどり着きやすい情報提供体制の構築に取り組む。 ・県は、広島がんネットを「拡散している様々な情報のうちで欲しい情報を入手するための案内の場」となる運用に取り組む。 ・県は、がん経験者の体験談等といった、県民に有用な情報の提供に取り組む。	拡充	◎		○	○						・広島がんネットのアクセス数	・H28:88,540件	・前年より増	
		・県は、市町、拠点病院及びがん患者団体等と連携して、インターネット上における正しい情報が入手できる「広島がんネット」の広報に取り組む。併せて、科学的根拠のない情報の取扱についても、県民に対する周知に取り組む。	拡充	◎	○	○	○	○	○	○				・広島がんネットのアクセス数	H28:88,540件	・前年より増
がんに関する普及啓発	・県は、広島がんネット等を活用して、がんに関する正しい知識について情報発信に取り組む。 ・市町、拠点病院及びがん患者団体等は、県が行う正しい知識の普及啓発に、随時必要な情報を提供する等により協力をを行う。 ・拠点病院は、市民公開講座等を通じて県民にがんに対する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ・市町は広報紙やイベントを通じて住民に対する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ・県は、医師会や薬剤師会と連携して身近なかかりつけ医や調剤薬局の薬剤師を通じて県民に対して正しい知識の普及に取り組む。 ・がん患者団体等は、住民に対する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ・県民はがんに関する正しい知識の習得に努める。	継続	◎	◎	○	○	○	◎			○		・広報紙による普及啓発の実施市町数 ・市町のがんに関するイベント開催数	・15市町 ・121回 (ともにH28実績)	・全ての市町 ・前年より増	
学校教育におけるがん教育の実践	(計画的かつ継続的に取り組む態勢の構築) ・教育委員会は、授業を担当する教員への研修に取り組む。 ・教育委員会は、医師会及び拠点病院と連携して、医療等関係者が教育活動を支援する仕組み・体制の整備に取り組む。(協力体制の構築) ・医師会、拠点病院及びがん患者団体等は、学校におけるがん教育の実践や担当教員への指導に協力する。 ・小学校、中学校及び高等学校は、学校保健計画に「がん教育」を位置付け、学校におけるがん教育を実践する。	拡充	◎	◎	◎	○	○	○					・学校保健計画に「がん教育」を位置付けている公立学校の割合	—	・100%	



項目	方向性	取り組むべき対策(案)	新規/継続/拡充など	取組の主体							参考指標等				
				県	市町	拠点病院	その他医療機関	患者団体等	職能団体等	企業	患者・家族	県民	項目	現状	達成すべき目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、主に就労継続の推進を図るため、就労支援コーディネーターの養成に関する支援を行う。</li> <li>・県は、就労支援の調整役(「就労支援コーディネーター(仮称)」という)を、患者サイド、企業サイド及び医療機関サイドに配置(既存の人員で対応することを想定)する仕組みづくりに着手し、3者の連携を円滑に進める体制を構築する。</li> <li>・拠点病院は、就労支援の必要性を正しく理解するとともに院内における適切な役割分担等の体制整備を行うため、就労支援コーディネーター養成研修を受講すること等により、がん相談支援センターの機能強化に取り組む。</li> <li>医療機関サイドの就労支援コーディネーターは、企業サイドが欲している情報を的確に主治医に伝え、主治医が患者の労働能力を評価することを支援し、評価した情報を企業サイド及び患者サイドに提供するなど医療機関内の調整を行う。</li> <li>・民間企業等は、就労支援の必要性を正しく理解し就労支援体制の構築を図るため、労務管理部門又は産業保健師等の就労支援コーディネーター養成研修の受講等に取り組む。</li> <li>企業サイドの就労支援コーディネーターは、企業の診断指標による客観的評価を参考にしながら企業内の就労支援体制(柔軟な勤務制度等)の整備に努めるとともに、医療機関サイド及び患者サイドへ必要となる情報項目を的確に伝えるなど企業内の調整を行う。</li> <li>・患者等は、就労支援コーディネーターと連携を図りながら、民間企業等及び医療機関が必要な情報を、漏れなく正しく伝えるよう努める。</li> <li>患者サイドの就労支援コーディネーターは、がん患者団体等や労組組合等といった患者側に立つ機関での養成を想定しており、企業サイドに就労支援コーディネーターがいない場合等にはその役割も担いつつ、医療機関サイド及び企業サイドとの調整を行う。</li> </ul>	新規	◎		◎	○	○	○	◎			<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援コーディネーター養成研修の受講済み人数</li> </ul>	・2人	・32人以上 (当面、拠点病院に2人以上)
(4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題 2 就労以外の社会的問題	就労以外の社会的問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院は、交通弱者、外見の変化、生殖機能の温存等についての相談に対応するとともに、心理的な問題に対するカウンセリングを実施する。</li> <li>・県は、がん患者等の経済的な課題に対して、利用可能な社会保障制度の周知への支援を行う。</li> <li>・県は、がん患者及び経験者のQOLを向上させるため、アピランス、生殖機能の温存等への相談支援・情報提供に対する支援について検討する。</li> <li>・拠点病院は、診断からの緩和ケアを行うためのスクリーニングを徹底し、必要な際には緩和ケアチームが介入する仕組みを構築する。</li> <li>・関係機関等は、国によるがん患者の自殺に関する実態調査によって明らかになった課題に対応する。</li> <li>・県は、拠点病院や障害者支援機関等と連携して、まだ表出化していない、又は新たに情報提供が必要となるニーズの洗い出しに取り組む。</li> </ul>	拡充	◎		◎						<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん告知後には必ずがん相談支援センターを紹介する体制を整備している拠点病院の数</li> </ul>	・●●施設	・全ての拠点病院	
(5)ライフステージに応じたがん対策 1 小児・AYA世代への支援	小児・AYA世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学病院は、小児がん患者及び家族のニーズを把握し、長期フォローアップが必要ながん患者に関わる者(医療関係者、教育関係者、民間企業等及びがん患者団体等)の理解促進及び切れ目のない支援体制の構築に向け取り組む。</li> <li>・拠点病院は、必要ながん患者に対して妊孕性の温存に関する治療の影響について、十分に情報提供を行う。</li> <li>・拠点病院は、必要ながん患者が妊孕性の温存が可能となるよう、広島がん・生殖医療ネットワークとの連携を図る。</li> <li>・県は、広島・がん生殖医療ネットワークと連携して、妊孕性の温存に関する普及啓発を図る。また、患者への支援策について検討を行う。</li> </ul>	拡充			◎					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査の実施</li> </ul>	—	・ニーズの把握ができています		
	学業と治療の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院及び教育委員会は、特別支援学校等と連携を図り、患者の希望に添える教育環境の整備に取り組む。</li> </ul>	新規	◎	◎	◎						<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院における高等学校教育の導入</li> </ul>	—	・全ての拠点病院	
(5)ライフステージに応じたがん対策 2 高齢者世代への支援	高齢者世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び県医師会は、相互に連携して、ACP(※アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発に取り組む。</li> <li>※ACP:将来の意思決定能力低下に備えて、治療方針・療養についての気がかりや、自分が大切にしてきた価値観を、患者・家族と医師が共有し、ケアを計画する包括的なプロセスのこと</li> <li>・市町は、拠点病院と連携して、地域包括支援センターの従事者に対するがん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を実施する。</li> <li>・圏域地对協は、市町の実施する地域包括支援センター従事者への研修実施について、支援を行う。</li> <li>・市町は、拠点病院と連携して、介護・福祉関係者に対するがん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を実施する。</li> <li>・圏域地对協は、市町の実施する介護・福祉関係者への研修実施について、支援を行</li> </ul>	継続	◎	◎	○		○							
			新規	◎	◎	◎		◎				<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん医療・緩和ケアに関する基本的な研修を修了した従事者のいる地域包括支援センターの数</li> </ul>	—	・全ての地域包括支援センター	